

食費・居住費変更後

基準利用料金別表（1日当たり費用目安 自己負担1割 介護保険9割給付計算）

1日当り費用目安・単位：10.9円

月間利用料は単位数計算の端数処理及び月単位の体制加算の関係上、1日当り費用目安を利用日数で乗じた金額と一致しません。

区分		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
介護費自己負担額		7,830	8,665	9,536	10,370	11,193
1割負担(A)		783	867	954	1,037	1,120
多床室居住費 自己負担額 (B1)	第1段階	0				
	第2段階					
	第3段階	430				
	第4段階	1,150				
プライバシー化 半個室利用居住費 自己負担額(B2)	第1段階	0				
	第2段階					
	第3段階	430				
	第4段階	1,860				
従来型個室 居住負担額 (B3)	第1段階	380				
	第2段階	480				
	第3段階	880				
	第4段階	2,570				
食費※1 自己負担額 (C)	第1段階	300				
	第2段階	390				
	第3段階①	650				
	第3段階②	1,360				
	第4段階	1,800				
多床室利用 負担額合計 (A)+(B1)+(C)	第1段階	1,083	1,167	1,254	1,337	1,420
	第2段階	1,603	1,687	1,774	1,857	1,940
	第3段階①	1,863	1,947	2,034	2,117	2,200
	第3段階②	2,573	2,657	2,744	2,827	2,910
	第4段階	3,733	3,817	3,904	3,987	4,070
プライバシー化 半個室利用 負担額合計 (A)+(B2)+(C)	第1段階	1,083	1,167	1,254	1,337	1,420
	第2段階	1,603	1,687	1,774	1,857	1,940
	第3段階①	1,863	1,947	2,034	2,117	2,200
	第3段階②	2,573	2,657	2,744	2,827	2,910
	第4段階	4,443	4,527	4,614	4,697	4,780
個室利用 負担額合計 (A)+(B3)+(C)	第1段階	1,463	1,547	1,634	1,717	1,800
	第2段階	1,653	1,737	1,824	1,907	1,990
	第3段階①	2,313	2,397	2,484	2,567	2,650
	第3段階②	3,023	3,107	3,194	3,277	3,360
	第4段階	5,153	5,237	5,324	5,407	5,490

※1〔食費の内訳〕朝食473円、昼食727円、夕食600円〕

サービス体制による加算	加算料金1割(1日)：円
日常生活継続支援加算、個別機能訓練加算Ⅰ、精神科医師定期的診療指導、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算、科学的推進体制加算Ⅱ、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ、協力医療機関連携加算	77

加算名	加算要件	加算料金 1 割(1 日) : 円
初期加算	入所後または、長期入院後の入所した日から30日に限り加算となります。	327
外泊自費用	病院等へ入院又は居宅に外泊した場合に、月 6 日を限度として加算となります。	269
療養食加算	療養食の提供を受けた場合に加算となります(1 食あたり/円)。	65
経口移行加算	胃瘻にて食事を摂取している方が経口による食事摂取を勧める場合に加算となります。	305
経口維持加算Ⅰ	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者に対し、医師の指示のもと会議等を実施し、計画書を作成している場合に限り加算の対象となります。	436
経口維持加算Ⅱ		109
口腔衛生管理加算Ⅱ	入所者毎の口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、有効な実施のために必要な情報を活用していることで加算となります。	120
配置医師緊急時対応加算	早朝(6～8時)、夜間(18～22時)に医師が往診した場合。	709
配置医師緊急時対応加算	深夜(22～6時)に医師が往診した場合。	1,417
看取り介護加算Ⅰ	看取り介護の提供を受けた場合、別途加算されます。	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本料金＋各種加算の合計単位数(月の合計)に 14%乗じた単位数を算定致します。この単位数は月の区分支給限度額には含まれません。	

◆入所期間中に入院、若しくは自宅等に外泊した期間の利用料については、介護保険法の規定により入院外泊時費用として、外泊したその翌日から1日2,681円(自己負担268円)と居住費が、月6日を限度(但し月をまたぐ場合は連続最長12日間)として発生します。外泊開始日及び終了日は介護費・食費(当日該当する部分のみ)・居住費が発生します。

上記期間を超える入院の扱いは、3ヶ月を限度として居住費(1日に付き多床室1,150円、プライバシー化半個室1,860円、個室2,570円)をご負担いただくことにより、退院後も施設利用を継続することができます。但し、短期入所生活介護の空床利用としてベッドを利用した場合、居住費負担はありません。その場合退院日によっては、受け入れ準備の関係から短期入所生活介護の居室等を一時的にご利用いただくことがあります。

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、原則契約解除となります。契約解除後に当施設へ優先的に再入所することはできません。

◆介護保険の給付額等制度変更があった場合、それに合わせて自己負担額を変更します。

◆介護保険の給付率は介護保険負担割合証に記載された割合を適用します。負担割合証の提示が無い場合本人負担は3割となります。

◆居住費と食費について、負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載している負担額とします。入院外泊時費用算定期間経過後の外泊時は負担軽減の適用はありません。

令和6年8月1日から適用

基準利用料金別表（1日当たり費用目安 自己負担2割 介護保険8割給付計算）

1日当たり費用目安・単位：10.9円

月間利用料は単位数計算の端数処理及び月単位の体制加算の関係上、1日当たり費用目安を利用日数で乗じた金額と一致しません。

区分	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
介護費自己負担額 自己負担額(A)	7,830	8,665	9,536	10,370	11,193
2割負担(A)	1,556	1,733	1,908	2,074	2,239
※1) 上記の料金には、日常生活継続支援加算、機能訓練加算、精神科医療養指導加算、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ、処遇改善加算Ⅰ（基本単位数に8.3%上乗せする単位数）特定処遇改善加算Ⅰ（基本単位数に2.7%上乗せする単位数）、ベースアップ等支援加算（基本単位数に1.6%上乗せする単位数）が含まれています。 2) その他以下の対象となる方には別途単位数が加算されます。（1単位10.9円） ①初期加算30単位 ②療養食加算1食につき6単位1日3回まで ③看取り介護加算Ⅰ 72～1280単位 ④経口維持加算Ⅰ・Ⅱ 月額一律500単位 3) ①～④は処遇改善加算、特定処遇改善加算の対象です。					
多床室居住費(B1)	1,150				
プライバシー化 半個室居住費(B2)	1,860				
個室居住費(B3)	2,570				
食費自己負担額 (C)	1,800				
多床室利用合計額 (A)+(B1)+(C)	4,506	4,683	4,858	5,024	5,189
プライバシー化 半個室利用合計額 (A)+(B2)+(C)	5,216	5,393	5,568	5,734	5,899
個室利用合計額 (A)+(B3)+(C)	5,926	6,103	6,278	6,444	6,609

*入院、若しくは自宅等に外泊した期間については、介護保険法の規定により入院外泊時費用として1日3,008円(自己負担602円)と居住費が月6日まで、但し月をまたぐ場合は連続最長12日間発生します。入院外泊費用算定期間経過後も外泊が継続する場合は居住費のみ発生します。

*月間利用料は単位数計算の端数処理及び月単位の体制加算の関係上1日当たり費用目安を利用日数で乗じた金額と一致しません。

〔食費の内訳〕朝食473円、昼食727円、夕食600円

サービス体制による加算		加算料金2割(1日) : 10.9円
日常生活継続支援加算、個別機能訓練加算Ⅰ、精神科医師定期的診療指導、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算、科学的推進体制加算Ⅱ、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ、協力医療機関連携加算		154

加算名	加算要件	
初期加算	入所後または、長期入院後の入所した日から30日に限り加算となります。	654
外泊自費用	病院等へ入院又は居宅に外泊した場合に、月6日を限度として加算となります。	538
療養食加算	療養食の提供を受けた場合に加算となります(1食あたり/円)。	130
経口移行加算	胃瘻にて食事を摂取している方が経口による食事摂取を勧める場合に加算となります。	610
経口維持加算Ⅰ	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者に対し、医師の指示のもと会議等を実施し、計画書を作成している場合に限り加算の対象となります。	872
経口維持加算Ⅱ		218
口腔衛生管理加算Ⅱ	入所者毎の口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、有効な実施のために必要な情報を活用していることで加算となります。	240
配置医師緊急時対応加算	早朝(6～8時)、夜間(18～22時)に医師が往診した場合。	1,418
配置医師緊急時対応加算	深夜(22～6時)に医師が往診した場合。	2,834
看取り介護加算Ⅰ	看取り介護の提供を受けた場合、別途加算されます。	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本料金＋各種加算の合計単位数(月の合計)に14%乗じた単位数を算定致します。この単位数は月の区分支給限度額には含まれません。	

令和6年1月1日から適用

基準利用料金別表（1日当たり費用目安 自己負担3割 介護保険7割給付計算）

1日当たり費用目安・単位：10.9円

月間利用料は単位数計算の端数処理及び月単位の体制加算の関係上、1日当たり費用目安を利用日数で乗じた金額と一致しません。

区分	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
介護費自己負担額 自己負担額(A)	7,830	8,665	9,536	10,370	11,193
3割負担(A)	2,349	2,600	2,861	3,111	3,358
※1) 上記の料金には、日常生活継続支援加算、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ、個別機能訓練加算、精神科医療養指導加算、処遇改善加算Ⅰ（基本単位数に8.3%上乗せする単位数）、特定処遇改善加算Ⅰ（基本単位数に2.7%上乗せする単位数）ベースアップ等支援加算（基本単位数に1.6%上乗せする単位数）が含まれています。 2) その他以下の対象となる方には別途単位数が加算されます。（1単位は10.9円） ①初期加算30単位 ②療養食加算1食につき6単位1日3回まで ③看取り介護加算Ⅰ 1日72~1280単位 ④経口維持加算Ⅰ・Ⅱ 月額一律500単位 3) ①~④は処遇改善加算、特別処遇改善加算の対象です。					
多床室居住費(B1)	1,150				
プライバシー化 半個室居住費(B2)	1,860				
個室居住費(B3)	2,570				
食費自己負担額 (C)	1,800				
多床室利用合計額 (A)+(B1)+(C)	5,299	5,550	5,811	6,061	6,308
プライバシー化 半個室利用合計額 (A)+(B2)+(C)	6,009	6,260	6,521	6,771	7,018
個室利用合計額 (A)+(B3)+(C)	6,719	6,970	7,231	7,481	7,728

*入院、若しくは自宅等に外泊した期間については、介護保険法の規定により入院外泊時費用として1日3,008円(自己負担602円)と居住費が月6日まで、但し月をまたぐ場合は連続最長12日間発生します。入院外泊費用算定期間経過後も外泊が継続する場合は居住費のみ発生します。

*月間利用料は単位数計算の端数処理及び月単位の体制加算の関係上1日当たり費用目安を利用日数で乗じた金額と一致しません。

〔食費の内訳〕朝食473円、昼食727円、夕食600円

サービス体制による加算		加算料金3割(1日) : 10.9円
日常生活継続支援加算、個別機能訓練加算Ⅰ、精神科医師定期的診療指導、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算、科学的推進体制加算Ⅱ、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ、協力医療機関連携加算		231

加算名	加算要件	
初期加算	入所後または、長期入院後の入所した日から30日に限り加算となります。	981
外泊自費用	病院等へ入院又は居宅に外泊した場合に、月6日を限度として加算となります。	807
療養食加算	療養食の提供を受けた場合に加算となります(1食あたり/円)。	195
経口移行加算	胃瘻にて食事を摂取している方が経口による食事摂取を勧める場合に加算となります。	915
経口維持加算Ⅰ	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者に対し、医師の指示のもと会議等を実施し、計画書を作成している場合に限り加算の対象となります。	1,308
経口維持加算Ⅱ		327
口腔衛生管理加算Ⅱ	入所者毎の口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、有効な実施のために必要な情報を活用していることで加算となります。	360
配置医師緊急時対応加算	早朝(6～8時)、夜間(18～22時)に医師が往診した場合。	2,127
配置医師緊急時対応加算	深夜(22～6時)に医師が往診した場合。	4,251
看取り介護加算Ⅰ	看取り介護の提供を受けた場合、別途加算されます。	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本料金＋各種加算の合計単位数(月の合計)に14%乗じた単位数を算定致します。この単位数は月の区分支給限度額には含まれません。	

令和6年1月1日から適用